

豊島区法定外税検討会議設置要綱

平成 14 年 4 月 26 日

区 長 決 裁

(設置の目的)

第 1 条 地域において深刻化している放置自転車問題及びワンルームマンション問題の対応策として、法定外税の導入等について幅広く検討するため、豊島区法定外税検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 検討会議は、前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 放置自転車等対策税の導入に関すること。
- (2) ワンルームマンション税の導入に関すること。
- (3) その他区長が必要と認める事項。

(構成)

第 3 条 検討会議は、次に掲げる者につき、区長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 8 人以内
- (2) 区民代表 6 人以内
- (3) 関係団体等 11 人以内
- (4) 区職員 4 人以内

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会議には、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長は学識経験者の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は検討会議を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 検討会議には、所掌事項について検討を行うための部会を置く。

2 部会は、次に掲げる部会とし、検討会議委員は原則としていずれかの部会に所属するものとする。

- (1) 第一部会（放置自転車等対策税に関する部会）
- (2) 第二部会（ワンルームマンション税に関する部会）

3 部会の運営は、会長が指名する部会長が行う。

(専門委員会)

第 6 条 検討会議には、法定外税のあり方、法定外税導入の適否について、専門的な見地から検討を行う専門委員会を置く。

- 2 専門委員会は、検討会議委員のうち、学識経験者をもって構成する。
- 3 専門委員会は、部会の意見を踏まえて報告書案を作成する。

(報告)

第7条 会長は、専門委員会で作成された報告書案を検討会議に提示し、検討会議委員の意見を求めるものとする。

2 会長は、検討会議委員からの意見を踏まえ、専門委員会の審議を経て報告書を作成し区長に提出する。

(運営)

第8条 検討会議は会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、または、意見を述べさせることができる。

3 検討会議、部会及び専門委員会の会議は公開とする。ただし、各会議の決定により、非公開とすることができる。

(幹事)

第9条 検討会議に、検討会議を補佐するための幹事を置く。

2 幹事は政策経営部財政課長、政策経営部広報課長、総務部税務課長、都市整備部都市計画課長、都市整備部都市開発課長、都市整備部住宅課長、都市整備部建築指導課長、土木部交通安全課長をもって充てる。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、総務部税務課において処理する。

(補足)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月26日から施行する。

2 この要綱は、区長への報告書の提出をもって廃止する。